

なぜ、税収が好調なのか

発表日：2016年1月20日（水）

～株価下落は財政再建にも逆風～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 エコノミスト 星野 卓也
TEL:03-5221-4547**(要旨)**

- アベノミクス始動後、税収は好調な推移を続けており、2016年度には57.6兆円と25年ぶりの高水準に達すると見込まれている。これまでの税収増は消費税率引き上げのほか、所得税の増加寄与が大きい。
- 所得税増加の内訳をみると、配当所得や株式等譲渡所得の寄与が大きい。2014年の配当課税に係る特例措置廃止に加え、企業業績の改善、株主還元強化政策などを背景とした配当の増加、株高に伴う譲渡益の増加が所得税増加の主因となっている。
- となると、昨今の株価下落が財政再建に与える影響が懸念される場所である。年明け以降の株価調整が一時的なものに留まらず、実体の企業利益も悪化、企業の配当政策に影響が波及してくると、これまで堅調を保っていた税収に変調をきたすリスクがある。

○配当や譲渡益にかかる税収増が貢献

アベノミクス始動後、税収が好調な推移を続けている。本日成立した補正予算の段階では、2015年度の一般会計税収は56.4兆円、2016年度の本予算案では57.6兆円と25年ぶりの高水準に達すると見込まれている。こうした税収の増加は財政赤字の縮小をもたらし、財政再建の要となっている。

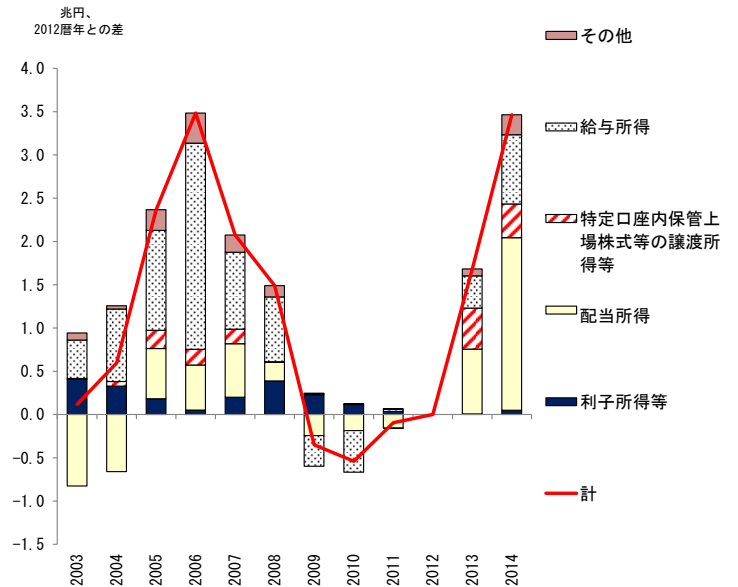
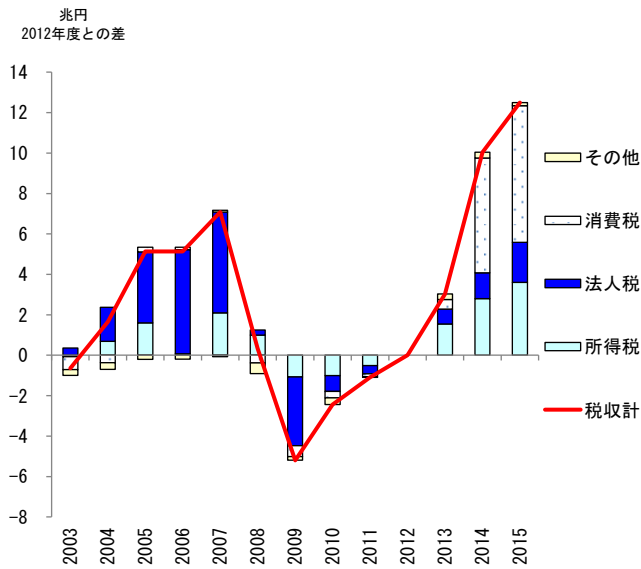
なぜ、税収は好調に推移しているのだろうか。次頁の資料・左図は、一般会計の税収を税目別に分け、安倍政権発足の2012年度との差をみたものだ。税目別にみると、増加寄与が最も大きいのは消費税であり、増加分の5割強を占めている。当然のことながら、これは2014年度の消費税率引き上げ（5%→8%）によるものだ。一方で、所得税と法人税も増加分の4割強を占めており、税収増に貢献している。

また、小泉政権下の景気回復期においては、法人税で税収増の多くを説明できるのに対し、今回局面では所得税の貢献度が大きいことが特徴である。所得税増加の背景をみたものが、資料の右図だ。これは、国税庁データをもとに所得税増加の内訳を所得区別にみたものである。賃金・雇用増を背景に、給与所得に係る所得税が着実に増加している。ただ、それ以上に際立っているのが、小泉政権下の景気回復期に比べて配当所得や株式等譲渡所得の寄与が大きい点である。配当税収の増加に関しては、2014年から配当課税に係る特例措置が廃止された（税率が10%から20%に引き上げられた）ことによる部分があるが、それを除いても堅調な推移である。企業業績の改善、「スチュワードシップ・コード」「コーポレートガバナンス・コード」をはじめとする株主還元強化政策を背景とした配当収入の増加、株高に伴う譲渡益の増加が所得税増加の主因となっているものとみられる¹。

¹ なお、2015年度の法人税（国税）減税実施が、法人税の増加幅を小さくしている側面もある。

資料. 一般会計税収の推移

【左図：総税収の税目別、右図：源泉所得税額の所得区分別、ともに2012年度（暦年）との差】



(注1) 資料左図の2015年度分は補正後予算時点での財務省見込額。

(注2) 資料右図の「計」は資料・左図の所得税額と完全に一致しない。主な理由は2点。①所得税には会社員の給与天引きによる源泉徴収所得税と自営業者等による申告所得税があるが、申告所得の内訳は公表されていない。そのため、資料右図には源泉所得税額のみを用いている。②資料左図は年度データであるのに対し、資料右図は暦年データであるため。資料左図は財務省が年度予算の策定に用いるデータであるのに対し、資料右図は国税庁が毎暦年実施する確定申告の際のデータが基になっている。

(出所) 財務省・国税庁資料より作成。

○株安が財政再建の逆風になるリスク

税収の増加が企業業績の改善や株高に支えられていたとなると、昨今の株価下落が財政再建に与える影響が懸念される場所である。株価下落が一時的なものに留まれば影響は限定的であろうが、株安が長期化した場合、「譲渡益」に係る所得税の減少要因となる可能性が高い。さらに、今回の株安が金融市場内の話にとどまらず、実体としての企業利益も悪化、企業の配当政策に影響が波及、となってくると配当税収や法人税収にも悪影響が及んでくる。株安を契機に、これまで堅調を保ってきた税収に変調をきたすリスクには注意が必要だろう。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。